

## 非正規労働者の増加要因

- 就業者の変化(供給要因)
- 産業構造の変化
- 経済のグローバル化
- 社会制度の影響
  - (1) 社会保障/税制度の影響
  - (2) 解雇規制

25

## シフト・シェア分析の結果(韓国)

韓国(1993-2003)

$$dp = \sum p_{93} \Delta W + \sum dp \times W_{93} + \sum dp \cdot dw$$

100%	27.3%	2.30	7.45	-1.32
			88.4%	-15.7%

27

## シフト・シェア分析の結果(日本)

日本(1992-2002)

$$dp = \sum p_{92} \Delta W + \sum dp \times W_{92} + \sum dp \cdot dw$$

100%	33.2%	0.98	1.84	0.12
			62.4%	3.9%

日本(1997-2007)

$$dp = \sum p_{97} \Delta W + \sum dp \times W_{97} + \sum dp \cdot dw$$

100%	28.7%	1.08	2.98	-0.27
			78.7%	-7.3%

26

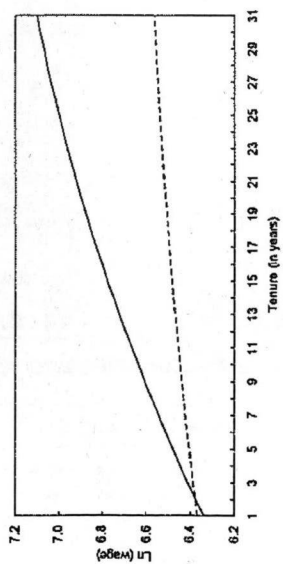
雇用形態別月平均賃金格差の動向(正規職  
=100、政府、2007年8月)

	平均賃金(6月~8月)							
	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	
正規職	137.7 (100)	145.6 (100)	167.8 (100)	177.1 (100)	184.6 (100)	190.8 (100)	200.9 (100)	
正規職対前年比 増加率		5.7	15.2	5.5	4.2	3.4	5.3	
非正規職	87.4 (63.5)	97.7 (67.1)	102.8 (61.3)	115.2 (65.0)	115.6 (62.6)	119.8 (62.8)	127.6 (63.5)	
非正規職対前年比 増加率		11.8	5.2	12.1	0.3	3.6	6.5	

28

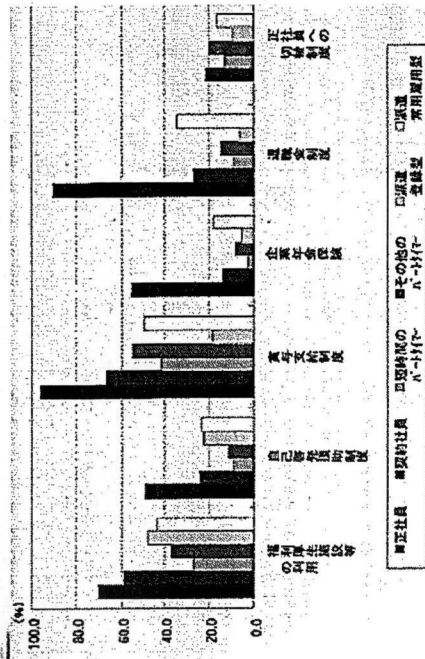
# 正社員とパートタイマーの賃金プロフィールの比較(既婚女性)

Figure 2  
Wage-Tenure Profiles of Part-Time and Full-Time Workers



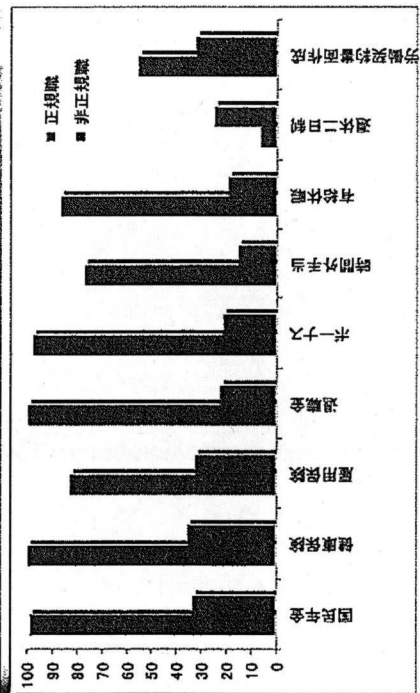
Source: Authors' calculations using data from the Ministry of Labor

# 就業形態別福利厚生制度の適用率(日本)

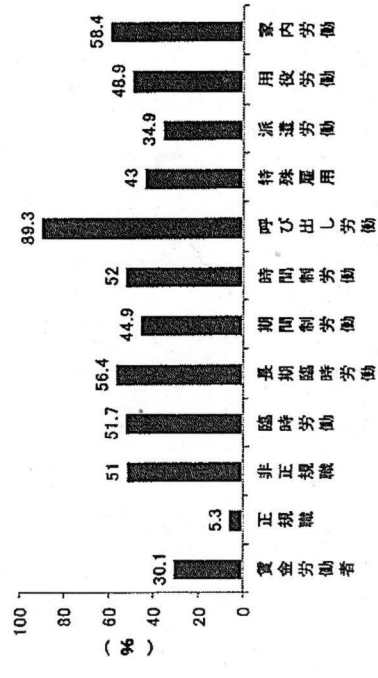


資料) 松浦民恵(2002)「就業形態別に見た福利厚生」ニッセイ基礎研Report 2002.09.30

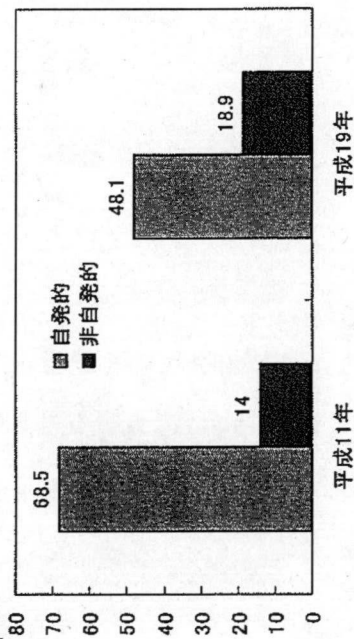
# 正規職と非正規職における社会保険及び労働条件適用率(韓国)



# 雇用形態別非自発的求職者の割合(韓国)

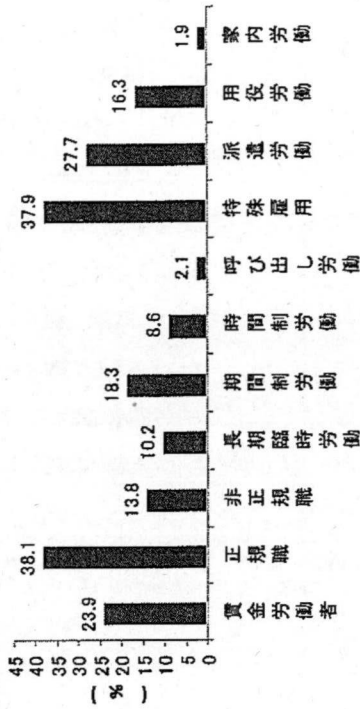


# 非正規就労を選択した理由(日本)

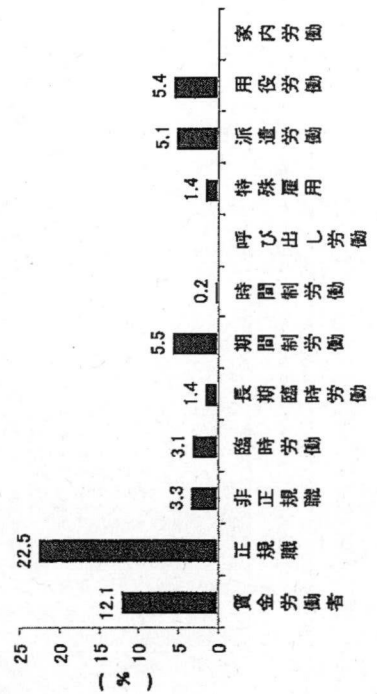


注) 自発的とは、「勤務時間や労働日数が短いから」、「簡単な仕事で責任も少ないから」、「通勤時間が短いから」と答えた割合の合計

# 雇用形態別教育訓練経費比率(韓国)



# 雇用形態別労働組合組織率(韓国)



# 非正規職関連法案

## 非正規職保護法

- 2007年7月1日「非正規職保護法」施行
- 1. 期間制と短時間制勤労者保護法制定案
- 2. 派遣勤労者保護法改正案
- 3. 労働委員会法改正案によって構成
- 主な内容
- 1. 非正規職に対する不合理な差別処理禁止・是正
- 2. 期間制および短時間勤労の濫用制限
- 3. 不法派遣に対する制裁と派遣勤労者保護の強化

37

## 労働政策の変遷(日本)

- 86年 労働者派遣法施行。業種限定で解禁
- 95年 日経連、報告書で「新時代の日本的経営」で雇用流動化策提言
- 96年 派遣可能業種を26に拡大
- 97年 派遣自由化などを確った規制緩和推進計画を閣議決定
- 99年 製造業や建設、医療などを除き派遣を原則自由化
- 00年 裁量労働制をホワイトカラーに拡大
- 02年 完全失業率が過去最悪に
- 03年 労働基準法の改正
- 04年 解雇権濫用法理が判例法から制定法に
- 製造業の派遣を解禁
- 派遣期間を1年から3年に延長
- 06年 経済財政諮問会議が「労働ビッグバン」を提唱、雇用流動化の加速促す
- 07年 派遣期間を1年から3年に延長
- 一定条件の社員の残業代をなくす「ホワイトカラー・エグゼンション」法案の国会提出を政府が断念
- 08年 日雇い派遣の原則禁止などを盛り込んだ派遣法改正案を提出

39

## 非正規職保護法の改正

- 政府：2009年7月、2年契約が終わる非正規職が大量に解雇されることを懸念して非正規職期間制労働者の使用期間を2年から4年に延長する法律改正案を推進
- 野党と労働組合(韓国労総と民主労総)：非正規職の使用期間延長は非正規職をさらに量産することになると強く反発

38

## 公的社会保障制度の施行年度

日本	1927	1947	1974	1941	2000
韓国	1977	1963	1995	1988	2008
	医療保険	労働者災害補償保険法	雇用保険	老齢年金	介護保険

40

# 日韓における労働保険の適用対象

適用対象	日本		韓国	
	労災保険	雇用保険	労災保険	雇用保険
農林水産業の一人を供え、全ての種を問わず、全ての雇用保険に強制適用			常時労働者一人以上のすべての事業所	
非正規労働者の適用例	<p>労働者が使用、適用される事業であれば、業種を問わず、全ての雇用保険に強制適用</p> <p>1. 長時間労働者：労働時間、賃金その他の労働条件が就業規則、雇用契約書、雇入通知書等に明確に定められている場合であつて、次のいずれにも該当する場合は、被保険者となる。</p> <p>① 1週間の所定労働時間が20時間以上であること。</p> <p>② 反復継続して就労すること。(6ヵ月以上雇用見込みがあること)</p> <p>③ 派遣労働：常勤型は被保険者、登録型は、同じ派遣元事業主に1年以上引き続き雇用されることが見込まれ、1週間の所定労働時間が20時間以上であること。被保険者となる。</p> <p>④ 季節労働者</p> <p>⑤ 最初から4ヵ月を超えて雇用される方は、その最初の日から被保険者となる。</p> <p>⑥ 4ヵ月以内の期間を定めて雇用される場合は、その定められた期間を超えて雇用された日から被保険者となる。</p>	<p>1. 短時間労働者：雇用契約期間が9ヵ月以上で、1ヵ月間所定労働時間が60時間以上ある場合</p> <p>2. 1週間の所定労働時間が60時間以上である場合</p> <p>3. 1週間の労働時間が15時間未満であつても6ヵ月以上続けて労働を提供した者</p>		

# 日韓における労働保険の適用例外の例

適用例外の例	日本		韓国	
	労災保険	雇用保険	労災保険	雇用保険
1. 65歳以上の労働者(失業手当事業に限つて)				
2. 171月の労働時間が60時間未満であつる労働者(1週間の労働時間が15時間未満である労働者)				
3. 国家公務員及び地方公務員(但し、大統帥令によって別定職及び契約職公務員の場合には本人の意思によって雇用保険に加入することが可能である。(施行日08.9.22))				
4. 別定郵便局長による別定郵便局長員(施行日08.9.22)				
5. 私立学校教職員年金法の適用を受けている者				

# 日韓における厚生年金・健康保険の適用対象

適用対象	日本		韓国	
	厚生年金	健康保険	国民年金	国民健康保険
フルタイムの従業員を雇用する法人事業所と常時5人以上の従業員を使用する事業所個人事業所			常時1人以上の従業員を使用する事業所(18歳以上60歳未満の労働者)	常時1人以上の従業員を使用する事業所
パートタイマーは、1日または1週間の所定労働時間および所定労働日数がその事業所の一般社員のおおむね4分の3以上である場合、被保険者となる。所得基準も適用				

# パートタイマーである配偶者(日本)

労働時間と労働日数	年収	加入する医療保険	国民年金の種別
労働時間と労働日数が共に4分の3以上	年収にかかわらず	健康保険	第2号被保険者(厚生年金保険の被保険者)
労働時間と労働日数の両方、またはどちらかが4分の3未満	年収130万円以上	国民健康保険	第1号被保険者
	年収130万円未満	健康保険(被扶養者)	第3号被保険者

## 日韓における厚生年金・健康保険の適用例外の例

	日本	韓国
	厚生年金	国民年金
	健康保険	国民健康保険
適用例外の例	<ul style="list-style-type: none"> <li>2ヶ月以内の期間を定めて臨時に雇用される人</li> <li>臨時に日々雇用されるが1ヶ月を超えない人</li> <li>季節的業務に4ヶ月を超えない期間使用される人</li> <li>臨時的事业の事業所に6ヶ月を超えない期間雇用される予定の人</li> <li>所在地が一定しない事業所に雇用される人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1ヶ月間所定労働時間が80時間未満の時間制労働者。</li> </ul>

45

## 日本における雇用形態別社会保険などの加入率

	契約社員	短時間パート	その他パート
雇用保険	63.2	16.6	41.7
	12.9	27.1	22
	16.2	49.5	28.2
健康保険	62.9	7.1	36.2
	14	24.1	22.6
	15.5	61.5	32.7
厚生年金	60.2	6.6	33.9
	14.4	22.4	22.9
	17.6	63.7	34.9

資料)厚生労働省「平成11年就業形態の多様化に関する総合実態調査報告」

47

## 韓国における雇用形態別社会保険などの加入率

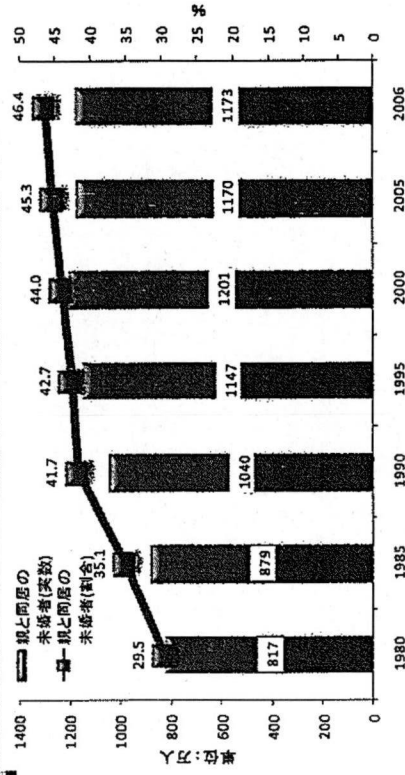
単位：%

雇用形態	2007年					
	雇用保険	健康保険	国民年金	労災保険	賞与金	退職金
正規職	93	94.7	94.2	95.8	68.6	84
非正規職	52.1	49.6	47.3	90.9	23.2	40.1
派遣/再仕労働者	88.5	86.3	87.3	94.9	34.1	78.5
日雇い労働者	31.7	14.1	13.4	90.9	5.5	11
短時間労働者	28.3	26.9	26.2	79.1	10.4	23.1
期間制労働者	80.6	82.5	80.3	94.7	47.3	68.2
臨時労働者	24.6	19	18.3	86	10.7	16.4

資料)労働部(2008)「2007年雇用形態別労働実態調査」

46

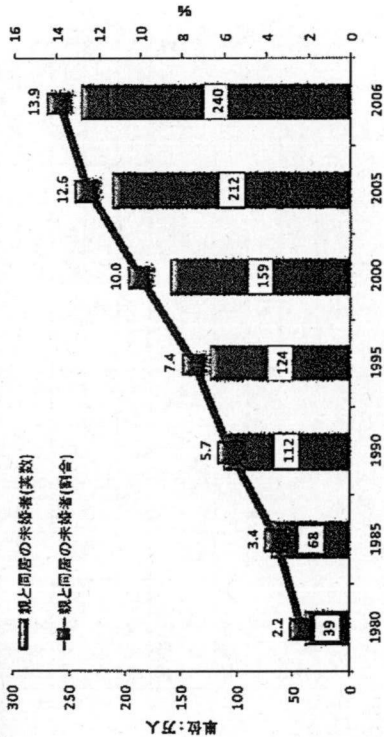
## 親と同居の若年(25~34歳)未婚者数の推移



資料)財団法人日本統計協会「統計』2007年2月号より作成

48

### 親と同居の壮年(35~44歳)未婚者数の推移



資料)財団法人日本統計協会『統計』2007年2月号より作成

### 高等教育機関卒業者の就業率(2007年)

区分	卒業者	就業者	非正規職				自営業
			合計	臨時職	時間制	家族従業	
全体	560,632	390,180	90,470	60,749	26,633	3,088	8,803
短大	215,040	173,804	37,678	25,248	11,584	846	3,343
教育大学	5,929	4,109	429	417	12	0	0
大学	277,858	168,254	44,333	28,644	13,608	2,081	3,303
産業大学	26,490	19,714	3,299	2,425	737	137	714
その他の大学	282	109	57	57	0	0	4
一般大学院	35,033	24,190	4,674	3,958	692	24	1,439

### 上級学校への進学率の動向(韓国)

区分	小学校→中学校		中学校→高校		高校→大学	
	合計	女性	合計	女性	合計	女性
1970	66.1	56.5	70.1	68.8	26.9	28.6
1975	77.2	69.7	74.7	72.3	25.8	24.9
1980	95.8	94.1	84.5	80.8	27.2	22.9
1985	99.2	99.1	90.7	88.2	36.4	34.1
1990	99.8	99.8	95.7	95.0	33.2	32.4
1995	99.9	99.9	98.5	98.4	51.4	49.8
2000	99.9	99.9	99.6	99.6	68.0	65.4
2005	99.9	99.9	99.7	99.8	82.1	80.8

### 高齢者の年齢階層別所得源(韓国)

区分	65~69歳		70~74歳		75歳以上	
	全体	就業・事業・内職による所得	全体	就業・事業・内職による所得	全体	就業・事業・内職による所得
〇就業・事業・内職による所得	27.8	38.9	28	12.6	28	12.6
〇資産所得	12.5	14.2	11.8	10.7	11.8	10.7
〇公的な所得移転	92.6	83.2	98.7	99	98.7	99
公的年金	13.9	20.3	13.3	6.1	13.3	6.1
年金以外の社会保険給付	0.2	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2
敬老年金	12.8	4.7	15.9	20.6	15.9	20.6
交通手当	89.7	76.7	98.3	98.5	98.3	98.5
国民基礎生活保障給付	8.6	4.9	10	12.1	10	12.1
参戦名譽手当	4.9	0.4	8.2	7.6	8.2	7.6
〇私的な所得移転	78.6	75.6	78.7	82.5	78.7	82.5
親戚や知人による補助金	76.9	73.4	77.2	81.3	77.2	81.3
社会団体の補助金	1	0.5	1.8	0.9	1.8	0.9
その他の所得	5.4	6.4	5	4.4	5	4.4

# 就業移動と 社会保険の非加入行動の関係 について

酒井正 (sakai-tadashi@ipss.go.jp)  
国立社会保険・人口問題研究所  
2009/5/29

## 0-2. 国民年金の非加入理由

理由	割合 (単位:%)
第1号未加入者の未加入の理由	100
<b>届出の必要性や制度の仕組みを知らなかった、忘れていた等</b>	<b>50.2</b>
加入の届出をする必要はないと思っていたから	9.8
忙しくて届け出る暇がなかったから	5.6
うっかり届出を忘れていたから	4.6
制度のしくみを知らなかったから	30.2
<b>加入しにくい</b>	<b>49.8</b>
保険料が高く、経済的に納めるのが困難だから	22.8
納める保険料に比べて、もたらえる年金額が少ないと思うから	3.5
公的年金をもらわなくても、他の収入や貯蓄などで暮らしていけると思うから	0.4
これから保険料を納めても加入期間が少なく、年金がもたらえないと思うから	6.8
もたらえる年金額が少ないうから	0.7
年金制度の将来が不安だから	3.1
納めた保険料がどのように使われているのかわからないから	1.4
自分以外にも加入せず保険料を納めていない人がいるので加入する必要はないと思うから	1.8

注 1) 無回答の重を除く。  
2) 「加入しにくい」の内訳は最も主要な理由である。  
3) 20~59歳の者にかかる状況である。

出所: 社会保険庁「平成16年公的年金加入状況等調査報告」

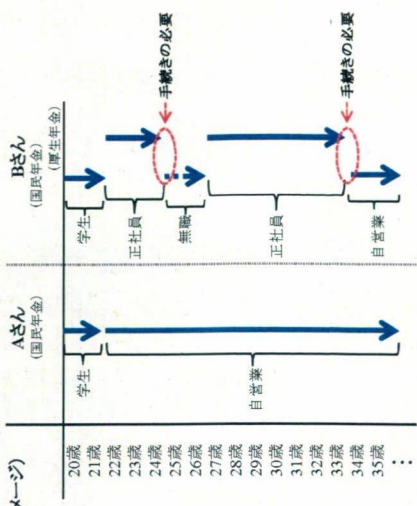
## 0-1. アウトライン

- 本報告の目的:
  - 就業移動と社会保険(国年・国保)の非加入行動との関係を探る。
  - 特に就業移動に伴う「手続き忘れ」が、非加入(や未納)の一つの理由となっているのではないかという問題意識。
- ⇔ 従来の研究は、「流動性制約」や「逆選択」といった要因を非加入・未納の理由として挙げてきた。

非加入行動の分析: わが国の社会保険が「強制加入」と言いながら、一部が実際には任意的になっていることに由来する問題。

## 0-3. なぜ「就業移動に伴う『手続き忘れ』」なのか?

そもそも、特定の就業移動がなければ手続きの必要性は発生しない。(手続きの必要性が発生しなければ、「手続き忘れ」は発生しない。)





### 0-4. 分析方法のあらまし

・ 手続きの必要性が生じるような就業移動を経験したグループと、(あらたに)手続きする必要がないグループの非加入確率を比較することで、「手続き忘れ」によると思われる非加入がどれくらい生じていたか確かめる。

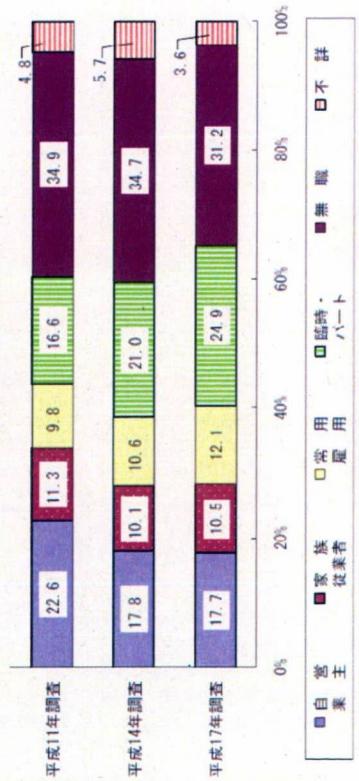
→ パネルデータが有用

結論：未婚女性に限ると、手続き忘れによる非加入はそれほど多くはないのではないか。

5

(参考)短時間被用者の割合増える国民年金の被保険者

図6 就業状況割合の推移



資料出所: 社会保険庁「平成17年国民年金被保険者実態調査」

### I-1. 分析の背景(就業状態と国年納付状況の関係)

表1 就業状態別の国民年金の納付状況 (%)

総数	自営業主	家族従業員	会社などに雇われている			不詳
			常用雇用	臨時・パート	無職	
納付者	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
完納者	57.8	71.6	73.2	61.3	47.2	52.1
一部納付者	47.3	59.4	62.2	47.9	36.2	44.2
1号期間済納付者	10.5	12.1	11.0	13.3	11.0	8.0
申請全額免除者	25.4	22.8	21.3	29.7	23.0	26.4
学生納付特別者	9.3	5.3	5.1	5.1	11.0	12.8
	7.5	0.3	0.4	3.8	12.1	2.7

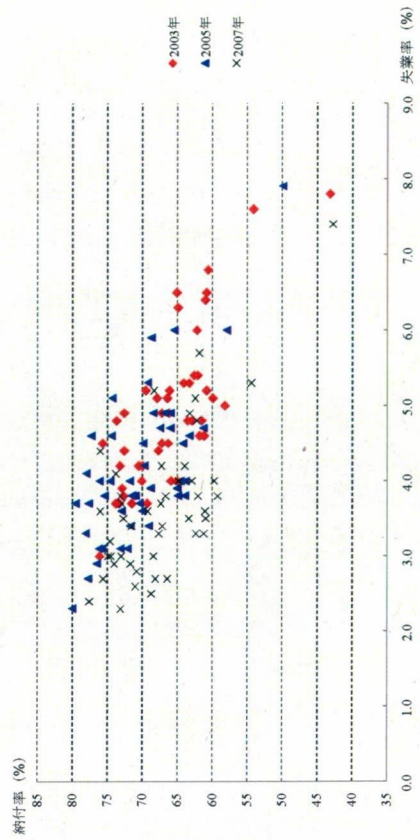
資料出所: 社会保険庁「国民年金被保険者実態調査」(2005年)

・ (自営業者や無職より)短時間被用者(≒不安定就業者)の滞納が多い。  
→ 雇用の流動化が進めば、収納状況は更に悪化?

短時間非正規就業者は、保険料が支払えなくて滞納になっているのか?  
それとも、.....?

6

(参考) 都道府県別の失業率と納付率の関係



資料出所: 社会保険庁「国民年金の加入・納入状況」、  
経済産業省統計局「労働力調査」より作成。

## I-2. 不安定就業者は「手続きのし忘れ」によっても非加入になっているのではないかなぜなら、

- 日本の公的年金制度・公的医療保険は、就業状態(就業形態)によって加入すべき制度が異なっている。
  - ↓
  - 「被保険者自らが(手続きをおこなって)保険料を支払う必要がある場合」と
  - 「自らは直接手続きや支払いをおこなう必要がない場合」がある。
- 従って、特定の就業移動がおこなわれた時に自ら加入手続きをする必要が生じることになるが、不安定就業者ではこのような就業移動が多い可能性。

9

## I-3. 本研究の特長

従来研究)

**就業状態**と非加入行動の関係は扱われている。但し、クロスセクション≡データのため、就業移動と非加入行動の関係については明示的に考慮されず。

本研究)

家計経済研究所のパネルデータを用いて、**就業移動**が未婚女性の非加入行動に与える影響を調べる。

10

## 【確認①】

- なぜ社会保険の非加入(未納)は問題か?
  - その社会保険財政に影響するだけでなく、他の社会保障制度への負荷を増すことになるため。
    - i.e. 社会保障制度全体に関わる問題
  - たとえば、公的年金の非加入によって将来の無年金・低年金者が増えれば、生活保護費が増大することに。
- 従来の研究は非加入理由を識別する分析
- …ではなぜ、社会保険の非加入理由が重要になってくるのか?

11

## 【確認②】非加入理由が重要になってくる訳

非加入理由によって取るべき政策が異なってくるから。

(もしくは社会保険としての存立意義が問われるから。)

…たとえば、もし「逆選択」から非加入や未納が起きているとすれば、国が(強制加入で)社会保険を提供する根拠が揺らぐことになる。

また、そもそも、お金のない人が非加入になっているのか、それとも お金のある人が非加入になっているのかによって、政策の喫緊性は異なる。

12

## II-1. 先行研究との位置付け

\* 日本では国民年金の非加入・未納について分析した研究が多い。

○国民年金の非加入(未納)の理由として主に考えられてきた要因

- i) 流動性制約要因
  - …保険料が高く支払えないという理由による非加入
- ii) 逆選択要因
  - …加入するメリットがないという理由からの非加入
- iii) 近視眼的 (myopic) 要因
  - …現在の消費を過度に好むことからの非加入

\* 背景に定額の国民年金保険料

## II-3. 先行研究の主要な結果

- i) 流動性制約仮説 → (○)
  - ∴ 保険料率が高いほど、金融資産が少ないほど、失業率・無職率が高いほど、非加入(未納)確率が高くなる。
- ii) 逆選択仮説 → (△)
  - ∴ 健康状態が悪いほど、非加入確率が高くなる。
  - ∴ (年金収益率が低い)若いコホートほど、非加入確率が高いという傾向は見られない。
- iii) 近視眼的要因 → (?)
  - ∴ 近視眼的な傾向がある人ほど非加入になりやすい。

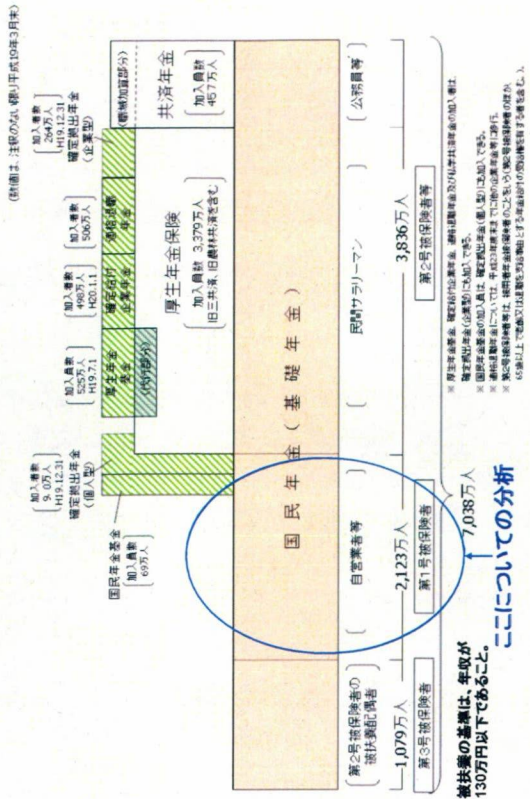
## II-2. サーベイ表

※2. 主要な研究(研究)における流動性制約要因に関する結果

使用データ	研究の時期	調査の地域	調査の経緯	調査に関する変数
小柳・清田 (2000)	1986年, 1989年, 1992年, 1995年	多時点	厚生労働省「国民生活基礎調査」	世帯所得完全保険料(○), 世帯主無職率(○)
鈴木・周 (2001)	1996年	時点	厚生労働省「国民生活基礎調査」	失業率, 無職率(○)
阿部 (2001)	1996年	時点	厚生労働省「所得再分配調査」	無職率(○), 自営業者率(○)
阿部 (2003)	2001年	時点 (回顧的)	女性のライフスタイルと年金に関する調査 (独自調査)	無職率(○), 非正規雇用率(○), 年金受給率(○), 失業率(○), 世帯主無職率(○)
丸山・柳村 (2003)	1994~2002年	パネル (断片的)	パネル (断片的)	世帯所得(○), 世帯主無職率(○)
鈴木・周 (2006)	1996年, 1998年, 2000年, 2002年	多時点	厚生労働省「国民生活基礎調査」に関するパネル調査	世帯所得(○), 世帯主無職率(○)
藤田 (2006)	1993~2001年	パネル	家族経済研究所「消費生活に関するパネル調査」	世帯所得(○), 金融資産(○), 自営業率(○), パート労働者率(○)
大石 (2006)	2001年	時点	厚生労働省「国民生活基礎調査」	世帯所得(○), 世帯主無職率(○)
柳村・山田 (2007)	2003年	時点	年金等に関する意識調査 (独自調査)	年金(○), 世帯金融資産(○), 世帯主無職率(○)

… パネル・データ (個票) による分析は少ない傾向。

## III-1. 制度(公的年金)



(公的年金制度)

### Ⅲ-2. 被保険者の種類と加入・納付の仕方

- 第1号被保険者... 自分で加入手続き・納付(定額)  
↑口座振替可能
- 第2号被保険者... 給与から天引き(報酬比例)
- 第3号被保険者... 配偶者の保険料をもって免除

つまり、第2号被保険者(サラリーマン)や第3号被保険者(専業主婦)から、第1号被保険者(自営業や無職)に変わった時に、自ら加入手続きをして納付する必要性が生じる。「手続きのし忘れ」が発生しうるのは、第1号被保険者グループ(「潜在的国民年金加入者」に移った時)。

17

### Ⅲ-4. 制度(公的医療保険)

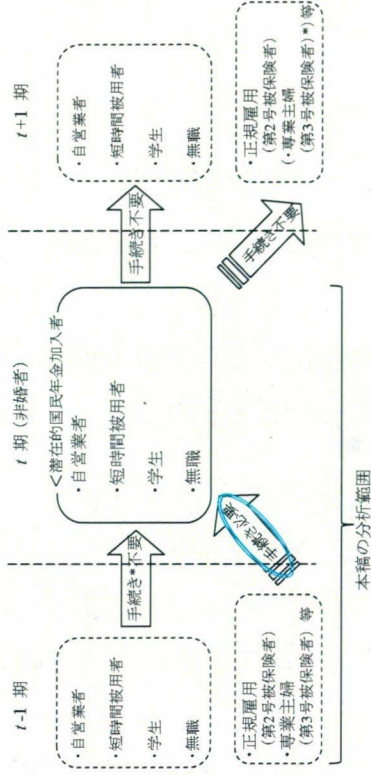
- 被用者とその家族→健康保険組合か  
政府管掌健康保険に加入  
... 保険料は給与から天引き
- 自営業や無職 → 国民健康保険に加入  
... 個人ごとに加入

\* 就業形態と加入手続きの関係は公的年金に準ずるとみならず

19

610

### Ⅲ-3. 就業移動と加入手続きの関係のイメージ



\*: ここで「手続き」とは、自ら市町村の役所に向いて加入に関わる手続きをすることを指す。  
 \*\*: 新たに第3号被保険者となる場合には、配偶者の事業所(会社)に届け出る必要がある。

18

### Ⅲ-5. 制度の仕組みから予想されること (作業仮説)

- 就業移動に伴う「手続きのし忘れ」が非加入の理由ならば、正規雇用等の被用者から「潜在的国民年金加入者」へと変わった者の間で非加入が多く生じているはず。
- 但し、第3号被保険者(被扶養配偶者)への移動については就業調整をおこなっている可能性が指摘されており、(就業移動を)外生的とみなすことが難しい。  
→ 未婚者(無配偶者)に焦点を絞る理由の一つ

20

(整理)



- 加入/非加入の決定の余地が本人にない
- 就業移動が外生的に扱えない
- + 質問票から正確に把握できない

IV-1. データと使用変数

- 家計経済研究所「消費生活に関するパネル調査(JPSC)」(1993~2003年; 11回分)
- 初年度に24~34歳だった女性(とその配偶者)が対象
- … 今回は未婚者に絞って分析対象

- 「あなたは公的な年金保険(or 健康保険)に加入していますか」という質問に対して、「どれにも加入していない」と答えた場合を「非加入」と扱う
- その他、毎年の就業状況・預貯金なども捕捉

V-1. 就業状態ごとの非加入率

表4 就業状態別に見た社会保険の非加入率

就業	公的年金		公的医療保険	
	サンプル全体	未婚・潜在的国民年金加入者1	サンプル全体	未婚・潜在的国民年金加入者1
就業	10.75% (1076)	28.71% (116)	5.82% (584)	10.59% (43)
	12.30% (118)	17.98% (16)	5.10% (49)	7.87% (7)
	3.88% (199)	0.60% (31)	0.60% (31)	
非就業	19.38% (759)	31.75% (100)	12.84% (504)	11.36% (36)
	17.23% (1092)	38.36% (170)	7.94% (505)	19.23% (85)
学生	14.52% (9)		10.94% (7)	
専業主婦	15.50% (891)		6.97% (402)	
その他無職	36.43% (192)	38.46% (170)	18.18% (96)	19.23% (85)

下段括弧内は非加入者の実数.

V-2. 就業の遷移

図表5b 就業状態の遷移確率(非婚者サンプル)

t-1期 \ t期	自営業	正規	非正規	学生	その他無職	計
自営業	78.91% (101)	131.28% (17)	7.03% (9)	0% (0)	0.78% (1)	100% (128)
正規	-0.55% (12)	91.45% (2012)	3.6% (47)	0.09% (1)	4.41% (57)	100% (2200)
非正規	1.12% (8)	12.87% (92)	16.92% (550)	0.42% (3)	8.67% (62)	100% (715)
学生	3.13% (1)	15.63% (5)	6.25% (2)	62.5% (20)	12.5% (4)	100% (32)
専業主婦	0% (0)	14.29% (4)	60.71% (17)	0% (0)	25% (7)	100% (28)
その他無職	2.46% (7)	15.44% (44)	28.07% (80)	0.7% (2)	53.33% (152)	100% (285)
計	3.81% (129)	64.17% (2174)	21.69% (735)	0.8% (27)	9.53% (323)	100% (3388)

下段括弧内は実数.

### V-3. 就業移動パターンごとの非加入率

表6 就業状態の変化ごとに見た非加入率

(t-1 → t)	公的年金の非加入率	健康保険の非加入率
就業→就業	9.5%	5.6%
自営→自営	11.0%	5.0%
正規雇用→自営	6.3%	6.3%
自営→正規雇用	10.3%	6.3%
雇用→雇用	1.4%	1.1%
正規雇用→正規雇用	3.0%	0.2%
非正規雇用→非正規雇用	18.2%	14.1%
非就業→就業		
その他無職→正規雇用	18.8%	9.1%
その他無職→非正規雇用	8.0%	4.0%
その他無職→非正規雇用	34.0%	11.9%
就業→非就業		
正規雇用→正規主婦	20.6%	11.7%
正規雇用→その他無職	14.7%	8.4%
非正規雇用→その他無職	26.6%	16.5%
非正規雇用→その他無職	36.9%	21.2%
非就業→非就業		
学生→学生	16.0%	7.0%
専業主婦→専業主婦	0.0%	11.5%
その他無職→その他無職	14.8%	6.4%
その他無職→その他無職	49.0%	21.6%

出所:JPSCより作成。

### V-4. (参考)資産と非加入率

表7 預貯金の有無と社会保険の非加入率

	サンプル全体		サンプル全体	
	未婚・潜在的国民年金加入者	既婚・潜在的国民年金加入者	未婚・潜在的国民年金加入者	既婚・潜在的国民年金加入者
預貯金有	11.66% (1630)	25.80% (137)	6.1% (855)	10.36% (55)
預貯金無	22.25% (586)	47.30% (149)	9.62% (254)	23.03% (73)

### V-5. 非加入確率の要因分析; 推計結果

説明変数	(1)		(2)		(3)		(4)		(5)	
	非加入	非加入	非加入	非加入	非加入	非加入	非加入	非加入	非加入	非加入
就業形態 (ベース)	0.165 **	0.150 *	0.172 *	0.146 *	0.146 *	0.146 *	0.146 *	0.146 *	0.146 *	0.149
その他無職 (ベース)	0.190 ***	0.243 ***	0.244 ***	0.244 ***	0.244 ***	0.244 ***	0.244 ***	0.244 ***	0.244 ***	1.827
その他無職(当期のみ)					0.325 ***					
その他無職(2期連続)					0.279 **					
その他無職(3期連続)					0.381 ***					
就業変化										
正規雇用(t-1期)→その他無職(t期)					-0.143 ***					
その他無職(t-1期)→その他無職(t期)					-0.156 ***					
モデル等	Pooled Logit	Pooled Logit	Pooled Logit	Pooled Logit	Pooled Logit	Pooled Logit	Pooled Logit	Pooled Logit	Pooled Logit	Random-effect logit
										0.010

# 年齢、コーホート、学歴、資産等でコントロール。

前期が正規雇用だった場合(=「潜在的国民年金加入者」以外だった場合)、非加入率はむしろ低くなる傾向。  
 「その他無職」の状態は非加入率を有意に高めるが、特に「その他無職」の状態が長く続いた場合に非加入率が高くなる傾向。  
 個人効果をコントロールしても、「前期正規雇用」の係数はマイナスの値をとる。

推定に使うサンプル)

第1号被保険者→第1号被保険者 : 528 obs. (80.0%)  
 第1号被保険者以外→第1号被保険者: 132 obs. (20.0%)

## V-6. 分析結果の要約

- あらたに自ら加入手続き・直接の支払いが必要となるような就業移動のケースで、非加入率が高まる事実は見出されなかった。
- むしろ前期が正規雇用だと非加入率が上がる傾向。
- 但し、無職になりがちな者が同時に非加入になりやすい性向も有しているといった可能性は否定できない。

29

## V-7. 含意

- 社会保険(国民年金)の非加入は、就業移動に伴う「手続きのし忘れ」によって起きているというより、むしろ職を失うことに伴う「流動性制約」から多く生じている(?)。

...先行研究の結果と整合的



政策として更なる減免措置を講じるべきなのか、それとも、、、(?)

30

## V-8. 分析結果についての補足議論

- Omitted Variable Bias の可能性
- 勸奨状の存在
  - 転職や退職に伴って国民年金の種別変更などの届け出が必要となっていないながら、届出がまだ出されていない場合には勸奨状が送られている。
  - 通知が行われていないわけではない

31

## VI-1. 分析上の留保

- \* 今回の分析はあくまで未婚女性。有配偶者では異なる結果の可能性も。
- \* 調査されることで、自分の加入状況について認識してしまおうという問題。
  - 「手続きのし忘れ」・「認識不足」を取り扱うことの困難さ。
- \* 「手続きのし忘れ」と他の要因を分離できるのかという問題。
- \* 様々な要因のうち、どれが最も大きいのか?

32

# 就業移動と社会保険の非加入行動の関係\*

酒井正

国立社会保障・人口問題研究所

2009年5月

## 要旨

不安定就業者が社会保険から漏れ落ちやすいことが指摘されている。では、なぜ不安定就業者は社会保険に加入しないのか。それを明らかにすることは、政策的に意義がある。わが国の社会保険制度は就業形態によって加入すべき制度が異なっており、ある特定の就業移動がおこなわれた際に自ら加入手続きをする必要が生じる。従って、もし就業移動に伴う手続きのし忘れといった事情によって非加入が起こっているならば、被用者保険（典型的には正規雇用）から国民年金（もしくは国民健康保険）への移行があった際に非加入が多く生じることが予想される。本稿では、パネル・データを用いて未婚女性の就業移動と非加入行動との関係を調べた。分析の結果、正規雇用から国民年金に移行した場合には非加入率は有意に低く、一方で長く無職の状態にある者では非加入率が高くなる傾向が一部見られた。非加入は、就業移動に伴う手続きのし忘れによって起こっているというよりは、むしろ職が無いことから生じる流動性制約によって多く起こっている可能性が示唆される。これは、従来の実証分析の結果と整合的と言える。但し、無職になりがちな者が同時に非加入になりやすい性向も有しているといったことから、上の結果がもたらされている可能性は否定できなかった。

## I はじめに：分析の背景と問題意識

わが国の公的医療保険や公的年金は、強制加入の原則によって「皆保険・皆年金」の仕組みがとられている。だが、実際には非加入・未納の者が相当数おり、捕捉率が低いことが問題となっている。公的年金について見れば、2007年度の国民年金の納付率は63.9%で、

---

\* 本稿の分析は、財団法人家計経済研究所が実施した「消費生活に関するパネル調査」の個票データを用いている。本稿は、佐々木一郎（同志社大学）、湯田道生（中京大学）両氏から頂いた指摘に多くを負っているが、残された誤り・課題についてはすべて筆者に帰する。尚、本稿は、筆者が所属する機関の見解を示すものではない。



納付対象月数のうち3分の1以上が未納になっている（社会保険庁「平成19年度の国民年金の加入・納付状況」（2008））。また、医療保険では、市町村の国民健康保険における滞納世帯の割合が2割近くに昇っている（厚生労働省「平成19年度国民健康保険（市町村）の財政状況について」（2009））。これら非加入・未納者の中から、将来、十分な給付を受けられない者が出てくることは想像に難くない。

表1は、社会保険庁の「国民年金被保険者実態調査（2005）より（筆者一部加工のうえ）就業状態別に納付の状況を見たものである。ここから、滞納者（1号期間滞納者）の割合は自営業者や無職の者より被用者（「常用雇用」、「臨時・パート」）において高いことがわかる。ここでの被用者とは、雇われて働いているが、厚生年金や共済年金の加入者（もしくはその被扶養配偶者）ではない者のことであり、典型的には短時間の非正規就業者と思われる。職を転々とするような不安定な就業をしている者たちが公的年金制度から漏れ落ちやすい様子が浮かび上がってくる<sup>1</sup>。今後も雇用の流動化が進めば、更なる収納状況の悪化が予想される。それでは、不安定な就業をする者は、社会保険料に回すだけのお金がないために未納になっているのだろうか、それとも不安定な就業に伴う何か別の要因から未納になっているのだろうか。

国民年金について、その非加入・未納行動の要因を実証分析した従来の研究は、非加入（もしくは未納）の理由として、流動性制約の存在や逆選択といった要因を指摘してきた。だが、社会保険庁「平成16年公的年金加入状況等調査報告」（2007）によれば、非加入の理由として「届出の必要性や制度の仕組みを知らなかった、忘れていた等」を挙げる者も過半数（50.2%）おり、制度の認識不足から非加入が生じていた可能性もある<sup>2</sup>。では、どのような場合に、「手続きのし忘れ」といった理由によって非加入になるのか。日本の公的年金制度全体は、働き方の違いによって加入すべき保険が異なっており、結果として、「皆年金」ではあるが「被保険者自らが（手続きを行って）保険料を直接支払う必要がある場合」と「自らは直接手続きや支払いを行う必要がない場合」の別が生じることになっている<sup>3</sup>。そのため、原理的には、ある特定パターンの就業移動があると<sup>4</sup>、手続きのし忘れなどが生じやすいと考えられる。既存研究は、しばしば就業状態と未納率が関連しているこ

<sup>1</sup> 丸山・駒村（2005）は、大卒後一時的な仕事に就く者の割合が増えた県では国民年金の納付率が下がることを見出している。

<sup>2</sup> 同調査は、第1号未加入者の未加入理由を、大きく「届出の必要性や制度の仕組みを知らなかった、忘れていた等」の理由と「加入したくない」という理由の二つに分けており、後者には「保険料が高く、経済的に納めるのが困難だから」や「納める保険料に比べて、もらえる年金額が少ないと思うから」といった理由が含まれている。

<sup>3</sup> 後であらためて述べるが、公的医療保険もほぼ同様の構造になっている。

<sup>4</sup> 2007年度に第2号被保険者から新たに第1号被保険者資格を取得した者は、第1号被保険者全体の16.3%に昇る（社会保険庁「平成19年度の国民年金の加入・納付状況」（2008））。

とを流動性制約仮説のひとつの根拠として挙げているが、ある時点における就業状態が同一であっても、そこに至る就業移動パターンが違えば非加入確率も異なってくるのではない。すなわち、流動性制約といった要因の他に、就業状態の変化が非加入の一つの契機となっているのではない。これが、本稿の分析の背景にある最初の問題意識である。

実は、就業状態の変動と社会保険の加入（非加入）行動の関係についてはあまり多くのことが知られていない。国民年金の納付行動に関する研究の蓄積にもかかわらず、これまで就業移動と社会保険の加入行動との関係について分析が少なかったのは、ほとんどの研究が一時点の（もしくは多時点であれ）クロスセクション・データに基づいていたためであると考えられる。

そこで本稿では、パネル・データに基づき、未婚女性の公的年金の加入行動について就業移動との関係から分析を行うことにする。具体的には、財団法人家計経済研究所の「消費生活に関するパネル調査」を用い、就業移動したサンプルと就業移動しなかったサンプルの公的年金の非加入率を比較することで、手続きのし忘れによると思われる非加入がどの程度発生しているのか観察を行う。同様に、公的医療保険の加入についても、就業移動との関係を見ることにする。就業移動との関連から手続きのし忘れによる非加入行動を定量的に分析した例は、筆者の知る限りない。

分析の結果得られた結論は以下の通りである。個人属性や資産変数でコントロールしたうえで、正規雇用から国民年金のグループに移行した場合に非加入率は有意に低くなる一方で、長く無職の状態が続いた者では非加入率が高くなる傾向が見られた。また、正規雇用から自営業に変わった場合には非加入率は高くないが、正規雇用から無職になった場合は非加入率が高くなる傾向も一部見出された。国民年金の非加入は、就業移動に伴う手続きのし忘れといった理由からはあまり生じておらず、やはり職を失うことによる流動性制約から多く生じていると考えられる。但し、無職に長く留まりがちなのが同時に非加入になりやすい性向も有しているという可能性は否定できなかった。就業移動に伴う非加入が生じていないように見えるのは、勸奨状などによって注意喚起がなされていることによる影響という側面もあるかもしれない。

次節で、先行研究を簡単に整理し、本稿の分析の意義について触れる。Ⅲ節で、制度の仕組みを見た後、Ⅳ節で本稿に用いるパネル・データについて説明する。Ⅴ節で分析の結果を紹介する。そして、Ⅵ節を結びとして、政策含意と本稿の課題について言及したい。

## Ⅱ 既存研究と本分析の位置付け

社会保険への非加入・未納者が増えることは、その社会保険財政に影響を与えるだけでなく、将来的に他の社会保障制度への負荷を増すことにもつながる。たとえば、公的年金

制度の非加入者が増え、結果として多くの無年金者が発生するようなことがあれば、それらの者を公的扶助（生活保護）によって救済しなければならなくなる。従って、一つの社会保険における非加入・未納問題は、社会保障制度全体に関わる問題であるとも言える（湯田，2006）。

政策的には、どのような理由から社会保険への非加入・未納が発生しているかということも重要になってくる。たとえば、社会保険が強制加入であることの一つの根拠は、民間保険市場におけるような「逆選択」の発生を回避するためであるとされるが<sup>5</sup>、もし社会保険においても「逆選択」から非加入や未納が生じているということであれば、公的に社会保険を提供する意味が揺らぐことになる。また、そもそも、お金のない人が非加入になっているのか、それともお金のある人が非加入になっているのかによって非加入や未納の意味はまったく違ってこよう。後者の場合、特に公的な助けを必要としないために自ら進んで非加入となっている可能性があり、前者に比べて政策対応の緊急性は少ないとも考えられる。

日本では、制度上の仕組みから非加入が生じやすい（とされる）国民年金制度について非加入・未納の要因を定量的に分析したものが多い。それらの分析においては、非加入（もしくは未納）の理由として、主に1) 流動性制約要因（＝借り入れ制約要因）、2) 逆選択要因、3) 近視眼的要因 といった仮説を考え、各要因の識別が行われてきた。ここで流動性制約要因とは、保険料が高いために支払いたくても支払えないことを指す。実証分析においては、それらの代理指標として所得・資産（小椋・角田，2000，鈴木・周，2001，鈴木・周，2006，湯田，2006，駒村・山田，2006）や保険料額（阿部，2001，湯田，2006）、失業・不安定就業（鈴木・周，2001，阿部，2001，阿部，2003，丸山・駒村，2005，鈴木・周，2006，駒村・山田，2006）といった変数を用いてきた。また、逆選択要因とは、端的に言えば加入するメリットがないということである。国民年金の収益率（保険料拠出に対する年金給付の比）が低い若い世代や、長生きしないと予想される場合には、年金をもらうメリットは少なく、個人で備えたほうがよいということになる。前者の代理変数として、コーホート・ダミーが（阿部，2003，鈴木・周，2006，湯田，2006）、後者の代理変数として、予想寿命や主観的健康変数が使われてきた（鈴木・周，2001，塚原，2004，駒村・山田，2007）。また、3番目の近視眼的要因とは、現在の消費を過度に（＝非合理的に）好み、将来の消費を評価しない傾向を指す。代理指標として、時間選好に関する質問への回答などが用いられている（駒村・山田，2007 等）。また、年金給付に必要な加入最低期間が25年であることから、多くの実証分析では、35歳直前に加入確率が上がる（つまり「駆け込み」加入が起きる）

---

<sup>5</sup> たとえば、小塩（2005）や Gruber(2005)を参照。

という仮説についても検証が行われてきた（鈴木・周, 2001, 阿部, 2001, 鈴木・周, 2006, 湯田, 2006）。

それら既存の研究群の詳細な文献サーベイについては駒村・山田（2007）を参照してもらおうこととして、ここではデータの種類という視点を一つの軸に据え、就業状態もしくは資産・所得変数の結果にも着目しながら主要な先行研究を整理した（表2）<sup>6</sup>。表2を一目して、個票パネル・データに基づく分析が少ないことがわかる。「流動性制約仮説」の検証結果について見れば、多くの既存研究で流動性制約の存在が確認されている。すなわち、保険料率（対所得費）が高いほど、失業率・無職率が高いほど、金融資産が少ないほど、非加入確率（もしくは未納確率）は高くなる。だが、就業状態に関わる変数はどれもその時点のみであり、就業移動を明示的に組み込んだ分析はない。就業状態という指標は、流動性制約を反映している可能性もあるが、別の事情（手続きのし忘れ・認識不足等）を含んでいることも考えられる。後にも見るように、（ある特定の）就業移動が行われると手続きが必要になるからである。上の既存研究は基本的に自営業者や無職者を中心とした「第1号被保険者」と呼ばれるグループに分類されるべき人たちにサンプルを限定した分析であるが<sup>7</sup>、たとえば同じ第1号被保険者であっても、加入義務年齢以来、第1号被保険者だった場合と、第2号被保険者等と第1号被保険者との間を頻繁に移行することが多いような場合では、加入傾向にも違いがあるかもしれない。

他の仮説については、逆選択仮説は、いくつかの研究が、健康状態が悪いほど、また予想寿命が短いほど、非加入確率が上がることを確認している（鈴木・周, 2001, 塚原, 2004）。他方、一時点のクロスセクション・データに基づいた分析（たとえば、鈴木・周, 2001）では、年齢が低くなるほど未納確率が上がる事実を見出しており、世代間不公平による逆選択が裏付けられたかのように思える。しかし、これは年齢効果によるものなのかコーホート効果によるものなのか識別できないとして、その後の研究は多時点のデータに基づいてこの仮説の再検証を行っている（たとえば、阿部, 2003, 鈴木・周, 2006）。その結果、コーホート効果は確認できず、世代間不公平による逆選択仮説は裏付けられなかったとしている。また、最近では近視眼仮説についても裏付けられたとする研究が登場している（駒村・山田, 2007）。「駆け込み」加入については、鈴木・周（2001）や鈴木・周（2006）が、35歳付近で加入が集中することを見出している。

<sup>6</sup> 国民年金の未加入に関する分析として、表2にまとめた以外に、佐々木（2005）、阿部（2008）等がある。

<sup>7</sup> 第1号被保険者グループは公的年金加入者全体の一部分であり、このサンプルの偏りが推定になんらかのバイアスをもたらしている可能性がある。この問題については、鈴木・周（2006）のみが、サンプルセレクションを明示的に考慮した推定を行っている。但し、その結果はサンプルセレクションを考慮しなかった場合と著しく異なっているわけではない。